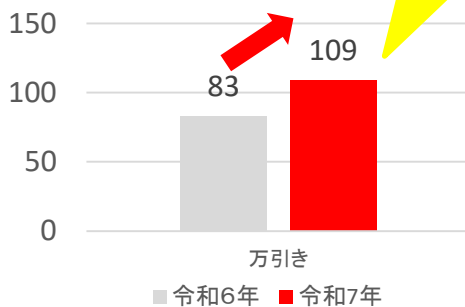


令和7年上半期 万引き急増!

令和7年上半期



令和7年上半期の非行、特に万引きが増えています。万引きは、犯行手段が容易で、動機が単純であり、さらに悪質な非行への入り口になりえます。

犯罪は、相手や周囲の人を傷つけるだけでなく、自分自身の信用や、ときには人間関係も失います。

子供たちに、万引きは犯罪であり、万引きの手伝いをすることも同様に犯罪であることを教えましょう。



万引きは、刑法235条の**窃盗罪**となり、**10年以下の拘禁刑**もしくは、**50万円以下の罰金**が科せられる、重い罪です。

見はりをする



万引きしたものを
もらう



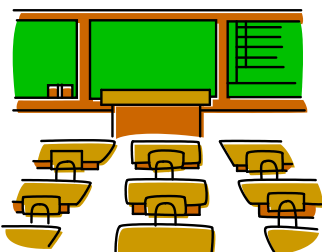
万引きをさせたり、
頼んだりする



これらも すべて犯罪です



非行防止教室実施中!



岡山県警では、**非行防止教室**を実施しています。

上半期で万引きが増加している状況を踏まえ、ネットモラルやいじめ防止、薬物等の教室の際にも、万引き防止のお話をさせていただくことがあります。

なお、教室の御依頼は、管轄の警察署生活安全課まで御連絡ください。

今後とも、少年の非行防止に御協力をお願い致します。